

# 小田原市下水道運営審議会 会議録

会議名	平成28年度第1回小田原市下水道運営審議会	
日時	平成28年12月6日(火) 午後2時45分～午後5時00分	
場所	市役所3階 301会議室	
次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員自己紹介</li> <li>3 委嘱式</li> <li>4 市長あいさつ</li> <li>5 会長及び副会長の選出</li> <li>6 諮問</li> <li>7 小田原市下水道運営審議会規則について</li> <li>8 議題 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小田原市下水道運営審議会の公開について</li> <li>(2) 諮問内容について</li> <li>(3) 下水道使用料の概要及び減免制度について</li> <li>(4) 今後の審議予定等について</li> <li>(5) その他</li> </ol> </li> <li>9 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公営企業会計への移行について</li> <li>(2) 経営戦略の策定について</li> </ol> </li> <li>10 閉会</li> </ol>	
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 委員名簿</li> <li>・資料2 諮問書</li> <li>・資料3 「小田原市下水道運営審議会規則について」</li> <li>・資料4 「小田原市下水道運営審議会の公開について」</li> <li>・資料5 「下水道使用料の概要及び減免制度について」</li> <li>・資料6 「今後の審議予定について」</li> <li>・資料7 「公営企業会計への移行について」</li> <li>・資料8 「経営戦略の策定について」</li> <li>・資料9 質問票</li> <li>・資料10-1 「小田原市下水道条例」</li> <li>・資料10-2 「小田原市下水道条例施行規則」</li> <li>・資料10-3 「小田原市下水道事業の設置等に関する条例」</li> <li>・資料10-4 「小田原市下水道事業の財務に関する規則」</li> </ul>	
出席者	審議会	茂庭会長、関野副会長、上村委員、川瀬委員、丸山委員、 畠山委員、早瀬委員、望月委員、小野委員、小澤委員、三 枝委員、川原委員
	事務局 (市)	市長、部長、副部長、下水道総務課長、下水道総務課副課 長、総務係長、業務係長、総務係主査、業務係主査
傍聴者	0人	

## 次第8「議題」

### (1) 小田原市下水道運営審議会の公開について

会長

議題の(1)「小田原市下水道運営審議会の公開について」、事務局から説明願います。

事務局

それでは、審議会の公開についてご説明申し上げますので、審議会資料の4をご覧ください。

はじめに1の「公開・非公開の決定」についてですが、小田原市では、審議会等の会議は原則公開となっておりますが、他の法令等に特別の定めがある場合や、個人情報を取り扱う場合は非公開とすることができることとなっております。

下水道関連法令においては特段非公開を定めているものではなく、本日これより予定している議題には個人情報を取っている議題はございませんので公開が妥当と思われませんが、小田原市審議会等の会議の公開に関する要綱により、公開か否かをあらかじめ定めておく必要がございます。

次に2の「会議の事前公表等」についてですが、本審議会が公開となった場合には、(3)会議録等の公開に記載のとおり、会議録を行政情報センターに備え置き、自由に閲覧できるようにいたします。会議録につきましても、公開、非公開に関わらず、発言者の部分には個人名称は使用せず、会長、委員、事務局のような表現方法とさせていただきます。

最後の3の「傍聴要領の制定」につきましても、本審議会が公開となった場合の傍聴要領を定めているものでございます。資料の2・3ページのものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、本審議会の公開の可否について、ご審議いただきたいと存じます。

以上でございます。

会長

説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質疑等ありませんか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、審議会を公開することに決定いたします。これより傍聴者がいる場合には入室を許可します。

事務局

本日の下水道運営審議会についての傍聴希望者はおりませんでした。

### (2) 諮問内容について

会長

議題(2)「諮問内容について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

それでは、先ほど市長から本審議会に諮問いたしました内容について、ご説明申し上げますので、お手元に配布してございます、審議会資料の2をご覧ください。

本日諮問されました内容は、小田原市の下水道使用料に係る減免制度の見直しについて諮問されたものでございます。では、諮問書を一度朗読させていただきます。

(諮問書を朗読)

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

審議会の主要な議題は、下水道使用料に係る減免制度の見直しだが、生活保護費で、下水道使用料相当分が支給されていると思われ、重複支給になっていることが主要な理由である。ご質問等あれば、お願いしたい。

委員

小田原市以外の市で、生活保護を免除しているところはあるのか。

事務局

免除している市も、していない市もある。

会長

その件については、次回以降資料を用意してくれるのか。

事務局

県内の状況について、資料を用意したい。

会長

その時に、問題があれば改めて審議したい。

委員

生活保護法で援助している家庭数はどのくらいあるのか。

会長

次の議題で議論すると思う。

事務局

ご説明させていただくので、その時に聞いて欲しい。

会長

下水道条例第16条「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる」というのを根拠として、現在は下水道使用料を徴収していないが、生活保護の算定根拠には含まれて支給されており、重複支給にあたる。この取り扱いについて議論して欲しいと解釈していいか。

事務局

その通りです。

委員	生活保護以外に、減免しているものはあるのか。
事務局	今のところない。
会長	他市を含めて、その他の状況も用意してもらい、改めて議論したい。諮問内容の説明については終了とし、次の議題に移りたい。
会長	<p><b>(3) 下水道使用料の概要及び減免制度について</b></p> <p>続きまして、議題(3)「下水道使用料の概要及び減免制度について」を議題といたします。事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、下水道使用料の概要及び減免制度についてご説明申し上げますので、お手元に配布してございます、審議会資料の5をご覧ください。</p> <p>はじめに、「下水道使用料の概要」についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、使用料を徴収する法令の根拠について説明をさせていただきます。</p> <p>下水道法及び本市下水道条例の抜粋を記載しております。下水道法では、第20条で「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収できる。」としています。これを受けまして、本市では、下水道条例第13条で「公共下水道の使用については、使用者から使用料を徴収する。」ことを規定し、第14条では「使用料の額は、使用料の算定のために定める2月において使用者が排除した下水の量及び区分に応じ別表に定めるところにより計算して得た額に100分の108を乗じて得た額とする。」と、使用料の算定方法を規定しており、これらを基に、本市では、2ヶ月ごとに使用料を算定し、下水道使用料を徴収しております。</p> <p>次に、資料の2ページをご覧ください。</p> <p>下水道使用料の使い道について、ご説明いたします。</p> <p>資料に記載の円グラフは、左側が本市下水道事業の平成26年度の歳入、右側は歳出を示しております。</p> <p>まず、左側の歳入でございますが、歳入額80億1,900万円のうち、</p> <p>下水道使用料が占める割合は、43.8%、歳入額としては35億1,300万円でございます。</p> <p>この下水道使用料は、右側の歳出、76億2,900万円のうち、汚水を処理するための処理場やポンプ場の維持管理と、下水道の清掃や修理などの維持管理費として使われるほか、起債(建設時の長期借入金)の償還金(返済)にも使われております。</p> <p>なお、歳入額と歳出額の差3億9千万円は次年度に繰り越しております。</p>

次に、本市の下水道使用料体系について説明いたします。

表をご覧ください。まず、用途別では、一般汚水と公衆浴場汚水の2つに分かれています。使用水量が2カ月当たり16m<sup>3</sup>までは基本料金税抜き1,811円となっております。それ以上の使用については表のとおり、20m<sup>3</sup>まで41円、40m<sup>3</sup>まで141円、60m<sup>3</sup>まで168円と使用量が多くなるにつれて、1m<sup>3</sup>当たりの単価が上がっていく体系となっております。

公衆浴場汚水については、使用量にかかわらず1m<sup>3</sup>5円の使用料です。

なお、平成26年度の、本市の一般世帯の平均使用量は、2ヶ月当たり34m<sup>3</sup>となっております。

平均使用料の額は、16m<sup>3</sup>までの基本使用料1,811円に17m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>までの4m<sup>3</sup>に単価41円を掛けたものと、21m<sup>3</sup>から34m<sup>3</sup>の14m<sup>3</sup>に単価141円を掛けたものを足し合わせて、消費税8%を加算し、4,264円となっております。

次に、資料の3ページをご覧ください。

下水道使用料の減免制度について、ご説明いたします。

本市の減免制度につきましては、ご覧の資料にあるように小田原市下水道条例及び同条例施行規則に規定しております。

下水道条例では、第16条で「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」としており、その減免基準等につきましては、下水道条例施行規則の第16条に規定しており、「生活保護法の規定による生活扶助を受けている者及びこれに準ずる特別の事情があると認められる者は、免除する。」としており、該当する場合には、申請を受けて減免の取り扱いをしております。今回の諮問については、下線を施した、生活扶助世帯及びこれに準ずる者の減免を廃止するもので、これらの規定により、現在本市では、生活扶助を受けている方の下水道使用料については、全額免除しております。

次に、資料の4ページをご覧ください。

こちらの表は、生活保護受給世帯の減免の実施状況を示したものです。平成17年度、22年度、26年度の実施状況を表にしています。生活保護受給世帯は、平成17年度1,312戸だったものが、平成26年度は2,220戸となっております。この間の伸び率は約70%増でございます。下水道使用料の減免世帯も、生活保護受給世帯の増加に伴いまして、平成17年度639戸だったものが、26年度は1,233戸となっております。この間の伸び率は約93%増でございます。生活保護受給世帯と減免世帯の数に違いがございますのは、下水道の整備済みの区域にお住まいでない方や、浄化槽や汲み取りの世帯のため下水道を使用していない、あるいは、生活保護受給者と下水道の使用者名義が違う場合は減免していないことや、申請主義で行っているため、申請がない場合は、減免していないなどの理由によるものでございます。

受けている世帯のうち、下水道使用料の減免を受けている世帯の割合は、平成26年度で、約56%となっておりますが、年度により差はございますが、ほぼ半数の方が免除を受けている状況となっております。また、平成26年度の減免額は2,173万1千円で、下水道使用料収入全体額の0.62%となっておりますが年々割合が増加しています。

次に生活保護の概要について、ご説明します。

はじめに、生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすると、生活保護法第1条に規定されております。また、第3条において、この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされております。

資料の最低生活費の体系をご覧ください。

まず、最低生活費とは、衣食住等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための経常的な最低生活費と出生や入学などの臨時的最低生活費（一時扶助）に大きく分かれております。下水道の使用につきましては、経常的な最低生活需要に含まれますことから、資料につきましては、最低生活費のうちの経常的な最低生活費の概要を記載しております。

最低生活費の種類につきましては、生活扶助から葬祭控除までの8つの扶助に分かれています。そのうちの、生活扶助でございますが、食事や被服費などの個人単位の費用（第1類費用）、光熱水費などの世帯単位の費用（第2類費用）のほか、各種加算等に分類されます。

下水道使用料につきましては、この第2類、光熱水費等世帯単位の費用に含まれているものと解釈されておりました。諮問書のとおり、重複しているものと考えております。

なお、同様の解釈に基づき、神奈川県や海老名市、綾瀬市におきましても、生活保護受給世帯に対する減免制度を廃止したと聞いております。以上でございます。

会長

事務局から説明があったが、質疑をお願いしたい。

委員

1世帯の平均使用料は、4,264円とあるが、減免の方の3年間の平均金額は1,235円となり、4,264円の約28%。生活保護を受けているので、節約しているのだろうが、1世帯平均の1/3以下で厳しくやっていると思う。難しい論点が2つある。1つは、下水道法第20条の2の12「適正な原価をこえないものであること」とあるが、「適正な原価」とは何か。小田原市で、ゴミの原価計算をしてもらった

生活保護を

ことがあるが、経験上、公営会計を適用すると減価償却等も出てくるが、収支でやると難しい。生活保護法第1条の「健康で文化的な最低限度の生活」をするための給付額はいくらか。

事務局

2ヶ月あたり、200m<sup>3</sup>まで使った方の1世帯平均使用水量は34m<sup>3</sup>で、平均使用料が4,262円となる。生活保護を受けている方は、大人数や単身世帯もいるが、平均使用料額1,235円は、1ヶ月当たりの数字だと思うので、2ヶ月だと倍くらいである。

委員

そうすると半分位の感じか。

事務局

そうですね。一般世帯で、2ヶ月で200m<sup>3</sup>だと相当な水量だが、この中にはお店も入っている。

適正原価については、平成28年4月から企業会計になり計算方法が変わったが、維持管理費や汚れた下水道管の清掃、修繕、下水処理場の維持費や、工事に伴い借り入れた市債の償還金等は、本来は下水道使用料で賄うものだと考えている。4月以降は、減価償却費と償還金の利子にかかる部分が償還金に変わる部分となる。

事務局

生活保護費については、国の級地区分で単価が決められており、県内では横浜市等が一番高く、小田原市は2番目の級地単価となっている。小田原市で生活保護を受けている人は、51%が高齢者単身世帯。推測だが、下水道使用量は節約しているというより、単身のため少ないのではないか。高齢者単身者の1カ月の生活扶助費は、7万円～8万円前後。家賃が4万円～4万5千円で、合計12万円前後が基本額。これ以外に冬季加算や、期末一時扶助等もある。夫婦と子どもの4人世帯は、生活扶助費が17万円～18万円。家賃相当額が約5万円で、合計は23万円前後が支給されている。小田原市の生活保護費は決算で50数億円だが、半分が医療費。医療費は全額公費のため、無料。母子家庭は母子加算等の加算もあるので、一般的なケースとして考えて欲しい。

会長

生活扶助の中に下水道使用料が入っているので、どう整理するか議論したい。適正な原価は難しい。下水道は建築費が高く、建設費の借金の返還額の割合も違うので、各市で横並びでは議論できない。地形や、住宅の密度により一人当たりの管の延長距離によっても違う。支出の半分以上は償還金なので、適正な原価を見るのは難しい。

委員

資料「下水道使用料減免制度」で、減免を受けている割合が5割だが、市への減免申請の難易度が高いために、半数しか申請をしていないのか。平成22年度は6割位申請しているが、市では、減免を受けている割合の推移をどう認識しているのか。

もう1点は、各市独自の視点や考え方を持つのは結構だが、この場  
より深い議論をするには、県内他市の減免状況、特に同じ財政状況や人  
口規模が近い、茅ヶ崎市、平塚市、厚木市、秦野市等の資料を提示して  
欲しい。また、小田原市の行政サービス、公共施設の利用料の減免の現  
状の資料もお願いしたい。

事務局

資料については、用意する。市内の減免状況は、主なものをピックア  
ップしたい。減免を受けている割合の推移の考え方だが、生活保護対象  
者の住居状況により変わってくる。下水道が整備されていない所や、借  
家で下水道に接続できていない所もある。減免制度は申請主義なので、  
申請をしていない方もいると思うが、周知の努力をしている。生活保護  
対象者になると、担当課から下水道総務課に連絡が入るが、下水道使用  
の対象者か調べて申請をしてもらっている。申請がない場合は、定期的  
に担当課に連絡をしている。

委員

生活保護費の第2類費用「光熱水費等世帯単位の経費」は、人数によ  
って違うと思うが、具体的に光熱水費とは何か。

事務局

電気代、ガス代、上水道代、下水道使用料が主なものである。第2類  
は、家具什器費も入り、世帯に係るお金。世帯の中でも、個人単位で使  
うお金が違うのが第1類。小田原の場合、1ヶ月あたり1人世帯の第2  
類費用の額は39,050円。2人世帯は48,030円、3人世帯は  
56,630円と増えていく。

委員

下水道料金は、普通の家の半額位だと、1月あたり2,000円の半  
分の1,000円位か。

事務局

強引かもしれないが、そうなる。

委員

わかりました。

会長

これは、市平均の200㎡まで使う家庭の平均値なので、これを超え  
ることはないと思うが、実際は、低くなるかもしれない。次回以降、実  
質的な議論になるが、かなりのものが生活扶助で算定されている。議題  
8(3)は終わりとし、(4)に移りたい。

#### (4) 今後の審議予定等について

事務局

それでは今後の審議会予定等についてご説明申し上げますので、審議  
会資料の6をご覧ください。

平成28年度内の審議につきましては、合計3回の審議を予定してご  
ざいます。内容といたしましては、「下水道使用料に係る減免制度の見



直し」につきましてご審議いただく予定でございます。

まず、本日、第 1 回目の審議会ですが、「下水道使用料の概要及び減免制度について」ご説明申し上げましたところでございます。

次に、第 2 回目でございますが、1 月 17 日（火）午後 2 時から、小田原市役所 4 階の議会第 3 委員会室で開催いたします。後日、開催案内文を送付させていただきます。審議内容につきましては、本日ご説明申し上げました減免制度の概要等を踏まえまして、より具体的な減免制度の見直し方策等につきましてご検討いただく予定でございます。

なお、第 2 回目でございますが、すべての委員の方々が都合の良い日が合いませんでしたので、大変申し訳ございませんが、一番参加者が多い日に設定させていただきました。ご了承願います。

第 3 回目につきましては、2 月上旬ごろに開催する予定でございます。審議内容につきましては、第 2 回目の審議内容を踏まえ、答申案につきましてご検討いただき、2 月中旬に答申いただく予定で考えております。

以上でございます。

委員

1 月、2 月は税理士業務が多忙で、1 月 17 日は欠席させてもらうが、事前に質問項目を出させてもらいたい。

会長

年度内に 3 回審議会をして答申案をまとめたいため、よろしくお願ひしたい。

#### (5) その他

会長

それでは、(5)「その他」でございます。委員の皆様から何か他にございますか。

(質疑なし)

会長

質疑もありませんので、本日の議題を全て終了といたします。

#### 次第 9 「報告事項」

##### (1) 公営企業会計への移行について

会長

9 報告事項の(1)公営企業会計について、事務局から報告願います。

事務局

それでは「公営企業会計への移行」について、私からご説明申し上げます。

お手元の審議会資料の 7 をご覧ください。

まず、「1 地方公営企業法適用の概要」でございますが、今般の公営企業会計への移行について、その基本方針とした点をお示ししたものでございます。

下水道部では、平成 23 年 10 月に、概ね 10 年間の下水道事業のあ

るべき姿と目指す方向性を示した「下水道中期ビジョン」を策定いたしました。この中期ビジョンにおいて、経営基盤強化のための具体的な施策として、地方公営企業法の適用による公営企業会計移行の検討を進めることとし、その後、移行に向けた準備を進めてまいりました。

基本方針では、公共下水道事業を適用対象とし、適用範囲については地方公営企業法のうち財務規定等の一部とすることとし、方針のとおり本年4月から公営企業会計に移行いたしました。

次に、「2 地方公営企業とは」についてご説明いたします。

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っております。こうした事業を行うために地域公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼んでおりまして、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業等がその代表的なものでございます。

資料の表をご覧ください。これは地方公営企業に係る法令をまとめたものでございます。

まず、地方財政法の第6条でございしますが、これは特別会計の設置義務を規定したものでございまして、その対象となる事業は、地方財政法施行令の第46条において13の事業が規定されております。下水道事業もその13の事業に含まれており、昨年度まで特別会計を設置して事業を運営してまいりました。

次に、地方公営企業法の第2条でございしますが、こちらは先ほどの特別会計を設置する義務のある13の事業のうち、地方公営企業法の適用について規定をしております。

第1項において、地方公営企業法のすべてを適用しなければならない事業として、水道事業をはじめ7つの事業が規定されております。

次に、資料1ページの下から2行目、第2項でございしますが、病院事業については、財務規定等の法の一部を適用することが規定されております。

資料の2ページをご覧ください。第3項におきましては、第1項と第2項において強制的に適用するとされた8つの事業以外の事業について、条例で定めることで地方公営企業法の全部または一部を適用することができることと規定されており、下水道事業はこちらに該当いたします。以上の地方公営企業法の適用関係を図で示したものが、資料の「地方公営企業法が適用される事業」という図でございします。

下水道事業は、図の右側、「任意適用」とされる事業に分類されます。

このため、これまで地方公営企業法の適用は行わず、特別会計として事業を運営してまいりました。

次に、公営企業会計とはどのような会計で、移行によるメリットはどのような点にあるのかについてご説明いたします。資料の3ページをご覧ください。

まず、「3 会計方式の違い」でございます。

移行前の経理方法でございます特別会計は、資料の図の左側、官公庁会計でございます。この官公庁会計は、現金主義や単式簿記と言われるもので、現金の収入と支出のみを経理する方法でございます。官公庁会計には、減価償却や資産・負債・資本などの概念がありません。

右側の公営企業会計でございますが、こちらは、収益や費用を発生したタイミングで計上し、収益・費用、資産・負債・資本といった仕訳を行う複式簿記でございます。

予算編成や決算調製に当たり損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成し公表することで、経営成績や財政状況を示すことが可能となります。

次に「4 地方公営企業法適用のメリット」でございます。

1点目として、管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良等に係る取引（資本取引）を区分して経理するため、経営成績を適正に示すことが可能となり、その分析を通じて将来の経営計画の策定に必要な情報を得ることが可能となります。

2点目として、減価償却費をはじめとする期間損益計算により、使用料対象原価が明らかになり、適正な使用料の算定が可能となります。

3点目として、減価償却の概念が導入されることで、金額ベースでの資産老朽化の把握が可能となり、更新計画策定の基礎とすることが可能となります。

このようなことから、移行事務を進めてまいりましたが、その主な事務を4ページの「5 移行事務」に示してございます。

なお、資料に記載はしておりませんが、平成25年8月29日付け小田原市下水道運営審議会の答申「小田原市下水道事業運営のあり方及び下水道使用料の改定について」において、「企業会計への移行は、下水道事業の経営実態を把握するうえで、経理内容の明確化や透明性確保から有用であり、計画的な事業立案や経営状況の正確な検証など、経営の安定化を図るために不可欠なものである。移行にあたっては組織横断的な対応に留意され、全庁的な見地で臨みたい。」との付帯意見をいただき、それを念頭に準備を進めました。

(1) から (11) まで、企業会計移行に当たり、実際に行った主な事務を記載しております。

この中で、(1) の法適用基本方針の策定については、先ほど、その一部をご説明いたしましたが、平成26年度に法の適用範囲や移行時期などの方針を策定し、その内容を市議会に報告いたしております。

また、(2) の固定資産の調査・評価は、移行事務の中で最も時間と手間のかかる業務であることから、平成25年度から3か年の継続費を設定し、作業を行いました。これにより、下水道資産の状況を金額ベースで把握することができました。

移行の前年度でございます平成27年度については、特別会計のもと

で、3月末で出納を締める打ち切り決算の取りまとめを行い、平成28年度予算については、公営企業会計のもとで予算編成を行いました。

最後に、「6 法適用に向けた国の動き」でございます。

現在、地方公営企業を取り巻く経営環境は、施設等の老朽化に伴う更新費用の増大や、人口減少に伴う使用料等の収入の減少などにより、厳しさを増しつつあります。

地方公営企業を所管する総務省では、こうした経営環境の変化に適切に対応するため、地方公営企業に対して、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入を要請しておりまして、その経緯と要請の内容をまとめた資料となっております。

まず、要請に至った経緯ですが、上段の四角になりますが、平成25年度に「地方公営企業法の適用に関する研究会」による検討の結果、「公営企業の適用推進が必要であること。住民生活に密着し資産規模が大きい下水道事業及び簡易水道事業は特に適用の必要性が高いこと。また適用に向けたロードマップを示すべきであること。」との検討結果が示されました。

次に、平成26年6月に発出された「経済財政運営と改革の基本方針2014」では、「財政マネジメント強化等のため、簡易水道事業、下水道事業等に対して公営企業会計の適用を促進する。」とされました。

続いて、平成26年8月には、「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が発出され、公営企業会計適用促進のスケジュールと対象となる事業の範囲などが周知されました。

また、平成27年1月には、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」が策定されております。

平成26年8月の通知を受けて、下段の四角となりますが、平成27年1月に、総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進」が発出され、「計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むこと」が要請されました。

この中で、平成27年度から平成31年度までが、公営企業会計適用の「集中取組期間」とされ、下水道事業は簡易水道事業とともに「重点事業」と位置付けられ、今日に至っております。

以上で、次第9の(1)「公営企業会計への移行について」の説明を終わります。

会長

ご意見、ご質問はあるか。

委員

総務省から従前の財務4表を使うという方向で進んでいると思うが、公営企業に関する一部適用の説明だったが、一般会計も含めて統一基準を適用していく調整や見込みがあれば教えて欲しい。小田原市の平成23年度の財務4表が出ていた。3～4年遅れるのは普通だと思うが、ディスプレイのスタンスが若干遅いと感じるが、その関係もあれば教え

て欲しい。

事務局

おそらく公会計のお話しだと思うが、財政課が担当している。スケジュールや進捗状況は把握していないが、財政課が下水道総務課の担当者にも相談しながら作業を進めている。

会長

質疑も尽きたので、(1)は終了とする。(2)について事務局から説明をお願いしたい。

## (2) 経営戦略の策定について

会長

次に、9報告事項の(2)経営戦略の策定について、事務局から報告願います。

事務局

それでは「経営戦略の策定」について、私からご説明申し上げます。お手元の審議会資料の8をご覧ください。

まず、「1 経営戦略策定の要請」でございます。

先ほどの公営企業会計への移行の説明においても触れましたが、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増していることから、公営企業を所管する総務省では、地方公営企業法の適用による公営企業会計への移行を要請しておりますが、併せて、中長期的な視野に基づく計画的な経営や、徹底した効率化・経営健全化を行うために、「経営戦略」の策定に取り組むよう要請しております。

まず、平成26年8月29日付けの総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう要請がありました。

また、平成28年1月26日付け総務省通知「「経営戦略」の策定推進について」において、「経営戦略」の策定に適切に取り組み、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努めるよう改めて要請がありました。

資料8の2ページをご覧ください。

次に、「2 経営戦略とは」についてご説明いたします。

まず、「「経営戦略」についての基本的な考え方と構成」でございますが、「経営戦略」は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画でございます。

その構成内容は、施設や設備への投資の見通しである「投資試算」等の支出と、その財源の見通しである「財源試算」を均衡させた「投資・財政計画」(収支計画)が中心となります。

さらに、組織の効率化や人材育成、広域化など、効率化や経営健全化の取組方針を記載することとされております。

経営戦略の特徴といたしまして、2ページの上段右側に6項目が挙げ

られておりますが、特に③の計画期間を10年以上とすることや、⑤の支出と収入が均衡した形で投資・財政計画が策定されていること、などが重要となります。

「投資・財政計画」(収支計画)は、施設や設備への投資の見通しである「投資試算」と、その財源の見通しである「財源試算」について、それぞれ現状の把握・分析と将来予測を行い、作成した「投資試算」と「財源試算」を付け合わせ、収支が均衡していない場合には、投資の先送りや優先順位の変更などによる支出の減額や、使用料の改定による収入の増加などにより均衡を図るよう検討します。

策定した「投資・財政計画」(収支計画)は、進捗管理や定期的な見直しを行い、計画と実績の乖離が著しい場合には、計画の見直しを検討することになります。

本市では、この「経営戦略」を平成29年度までに策定する予定で準備を進めております。

以上で「経営戦略の策定」についての説明を終わります。

会長

質問があればお願いしたい。

委員

平成29年度までに策定する予定か。

事務局

来年度中には策定する。

委員

どの程度の経営戦略を立てるのかによるが、投資試算は難しいと思う。財源試算はある程度作れるだろうが、投資試算案を作る時は、長寿命化をどう考えるかが重要であり、財源試算と投資試算のバランスによる。国のおりに行おうとすると、身動きが取れなくなる。経過年数が経つと、それに基づき経営戦略が立てられると思うが、平成28年の4月から企業会計化したばかりのため実績比較がしにくく、見通しが立てにくいので、今まで作ったことがないなら、余裕をもって方針程度がいいと思う。

雨水は公費、汚水は私費の原則で、コンスタンスに使用料を上げてきたので、見通しで経営戦略を立てるのがいいと思う。審議会で説明されると、平成29年4月までに作るのか、委員としては心配である。今後の参考にして欲しい。

事務局

ありがとうございます。平成29年度中を目標にしている。

会長

老朽管対策がベースで、金額の大部分を占めるが、財源は市だけで賄うのか、国の補助金があるのかもまだはっきりしていない。書き換える部分も出てくるかもしれないが、複眼的に情勢を見ながら経営戦略を考えてもらいたい。

委員

設備は固定資産として計上していると思うが、取り替えや手入れが必要である。手直しを20年間していない5億円の橋の資産は、マイナスである。国際会計基準や上場企業でも、設備は減損するとなっている。

公会計や財務4表を作る時に、メンテナンスや取りかえ、維持を考えると固定資産でない設備もあると思うので、平成29年度中に検討する必要がある。

総務省のガイドラインは減損を考えると設備はマイナスだということが、積極的に入っていない。橋や建物は資産ではなく、負債と考えている公会計の専門家もいる。財務4表や統一会計の導入が遅れているか質問したが、導入時には問題も多くあり、自主財源だけで補えないと思う。

会長

そのとおりで、小田原市も下水処理場は廃止できない。廃止には多額の撤去費用がかかるので、雨水の貯留地として再利用する。こういう例は全国にも多くあり、撤去するとマイナス資産なので、休止するところもある。平成29年度に策定するそうだが、そういう考えも反映して欲しい。これで、報告事項(2)を終了する。これで、本日の議題はすべて終了とする。長時間ありがとうございました。

事務局からの事務連絡が行われる。

第1回小田原市下水道運営審議会を終了する。

以上

